

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（「たばこ規制枠組条約」：要点）

<2005年2月27日発効>

この条約は、世界保健機関（WHO）の下で作成された保健分野における初めての多数国間条約であり、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在および将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。

<条約の主な内容>

- 職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとる。
- たばこの包装及びラベルについて、消費者に誤解を与えるおそれのある形容的表示等を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保し、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。
- たばこの広告、販売促進及び後援（スポンサーシップ）を禁止しまたは制限する。
- たばこ製品の不法な取引をなくするため、包装に最終仕向地を示す効果的な表示を行うことを要求する。
- 未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。
- 条約の実施状況の検討及び条約の効果的な実施の促進に必要な決定等を行う締約国会議を設置する。締約国は、条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。